

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 複数事業での特別加入 —

Q： 私は A 社の役員で労災の特別加入（中小事業主等）をしており、このたび系列の B 社でも役員に就任することになりました。B 社でも事業主・役員の特別加入が予定されているのですが、既に A 社で特別加入している私が更に特別加入できるのでしょうか？

A： 労災保険は本来、労働者の業務・通勤災害に対する保険給付制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方には**特別加入**として特別に任意加入を認めています（※特別加入をするには労働保険事務組合への委託が必要です）。

お尋ねの場合、B 社で上記の業務の実情等の要件を満たしているのであれば、A 社で特別加入しつつ B 社での特別加入も可能です。B 社で特別加入せず B 社の業務で被災した場合、A 社で特別加入していても保険給付を受けることはできませんのでご注意ください。

両社で特別加入された場合、ご質問者は**複数事業労働者**となります。複数事業労働者とは、被災した（業務や通勤が原因でけがや病気などになった・死亡した）時点で、事業主が同一でない複数の事業場と労働契約関係にある労働者のことをいいますが、①1つの会社と労働契約関係にあり他の就業について特別加入している方・②複数の就業について特別加入している方も含まれます。

なお、複数事業労働者の給付基礎日額（保険給付の算定基礎となる日額）は、各就業先の事業場で給付基礎日額を算出しそれらを合算した額を基礎として決定されます。



本年も宜しくお願いいたします。

最近のニュースから

来秋に紙の保険証廃止を表明

岸田首相は、マイナンバー情報点検総本部で、点検結果の報告を踏まえ、紙の保険証を来秋に廃止すると表明した。今後は、再発防止対策を講じつつ、マイナ保険証の円滑な利用に向けて、マイナンバーカードの改善を進める。総務省では、暗証番号の設定が不要で用途を保険証や本人確認書類に限定したマイナンバーカードを、高齢者の負担軽減策として導入し、希望者全員に交付する。

～ 日本法令 社労士情報サイト より～

社労士の視点

みなさま、2024年をどのような年にしますか？

2023年 covid-19 が「5類感染症」になり、世の中が少しずつ落ち着きを取り戻してきた感が広がりました。もちろん、他の感染症への不安は残り、体調管理には気を遣う毎日が続いていますが、少しずつですが対面での会話、マスクなしで表情が見えるコミュニケーションが増えて参りました。私たちは、この間、今まで経験したことがないコミュニケーション手段を学びました。しかし反面、改めて表情や声の届く空気感が人間関係づくりには重要で、この温度感の共有があれば、互いに発する言葉への理解が深まることを実感できました。変化に順応する柔軟性が鍛えられたと感じています。特に大きな変化としては情報ツールの発展とともに、「紙」による伝達手段が変化してきました。年末から「賀状廃止」のご連絡が続々と届いています。これも時代の変化だな、と感じています。

当所でも、昨年から年始のご挨拶である賀状の送付を廃止しております。環境への負担軽減の取り組みとして、どうか主旨をご理解のうえ、今後とも変わらぬご高配賜りますようお願いいたします。